

議員発議案第3号

地方自治法第180条第1項の規定に基づき知事において専決処分をすることができる事項の指定の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき知事において専決処分をすることができる事項の指定の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

地方自治法第243条の2第4項の規定に該当する事件で1件の金額が100万円以下のものに係る賠償責任の免除に関すること中「地方自治法第243条の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改める。